

居宅療養管理指導契約・重要事項説明書



医療法人 鳥伝白川会

ドクターゴン四島診療所

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里267

☎ 0980-79-5164

fax 0980-74-2114

1. 居宅療養管理指導サービス契約

居宅療養管理指導料とは

介護保険サービスを利用するには、介護支援専門員にケアプランを作成してもらう事になります。介護保険サービスをよりよく利用するには、介護支援専門員に対して利用者・ご家族が希望を伝えるのはもちろんのこと、日頃から利用者の健康を見守っている主治医がアドバイスをすることが重要になります。

利用者やご家族に対する直接的なアドバイスに限らず、利用者を中心とする介護保険サービス関係者へ情報提供し、バックアップするのが「居宅療養管理指導」です。

____様（以下「利用者」とドクターゴン四島診療所（以下、「当院」）は居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（サービス目的）

- ・当院が行なう居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）は要支援者・要介護者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行なうことにより、療養生活の質の向上を図ります。

第2条（契約期間）

- ・この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。契約期間満了日の7日前までに利用者から解約の申し出がない場合は、この契約は自動更新されるものとします。
本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は更新前の契約満了日の翌日から更新後の要介護等の認定有効期間の満了日までとします。

第3条（サービス内容及びその提供）

- ・当院に属する医師が訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供及び介護方法や利用者・ご家族に対する療養上必要な事項について指導・助言を行ないます。
- ・事業所は利用者の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存し、利用者は希望に応じて閲覧できます。

第4条（居宅介護支援事業所等との連携）

- ・当院は利用者に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第5条（利用料金）

- ・サービスに対する利用者の負担金は別紙に記載のとおりとします。なお、利用料金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

第6条（利用者の解約権）

- ・利用者は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第7条（当院の解約権）

- ・ 当院または利用者のやむを得ない事情がある場合、7日間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第8条（契約の終了）

- ・ 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約を終了するものとします。
 - ① 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - ② 第7条の規定により当院が契約解除の意思表示を行なったとき。
 - ③ 利用者において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
 - ④ 利用者が死亡したとき。

第9条（損害賠償）

- ・ 当院は居宅療養管理指導サービスの提供にともなって事故が発生した場合、この事により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときには、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、当院に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第10条（秘密保持）

- ・ 当院は、業務上知り得た利用者およびご家族に関する秘密及び情報について、正当な理由がある場合を除いて、契約中・契約終了後、第三者に漏洩することはありません。
- ・ あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（苦情対応）

- ・ 当院は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望・苦情に対し迅速に対応するものとします。

相談・苦情窓口

医療法人鳥伝白川会 ☎ 0980-79-5164/0980-76-2788 理事長 泰川 恵吾

第12条（この契約に定めない事項）

- ・ 当院と利用者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- ・ この契約の定めない事項については、介護保険法令、健康保険法令および他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めるものとします。

2. 事業所概要

事業所名称・所在地	ドクターゴン四島診療所 沖縄県宮古島市平良字西里267 ☎ 0980-79-5164 fax 0980-74-2114
介護保険事業所指定番号	4710611007
サービス提供地域	宮古島市
代表者	院長 越川 雅宏
サービス提供者	医師 越川 雅宏 曾我 幸弘 泰川 恵吾 杵本朋子

営業日・営業時間

火曜・水曜日	13:00~16:00
休業日	月、火 水 (午前中)、木、金、土、日、祝祭日、年末年始の休診日

3. 利用料金

- 在宅時医学総合管理料を算定しない月（1回につき）1単位 10円
 - 居宅療養管理指導Ⅰ 単一建物居住者が1人 514単位
 - 単一建物居住者が2~9人 486単位
 - 単一建物居住者が10人以上 445単位
- 在宅時医学総合管理料を算定した月（1回につき）
 - 居宅療養管理指導Ⅱ 単一建物居住者が1人 298単位
 - 単一建物居住者が2~9人 286単位
 - 単一建物居住者が10人以上 259単位
- 特別地域居宅療養管理指導加算
1回につき所定単位数の15/100を加算